

令和6年度 工事仕様書

工 事 名	旧倉松第一調節池排水ポンプ更新工事
-------	-------------------

工 事 場 所	春日部市八丁目地内
---------	-----------

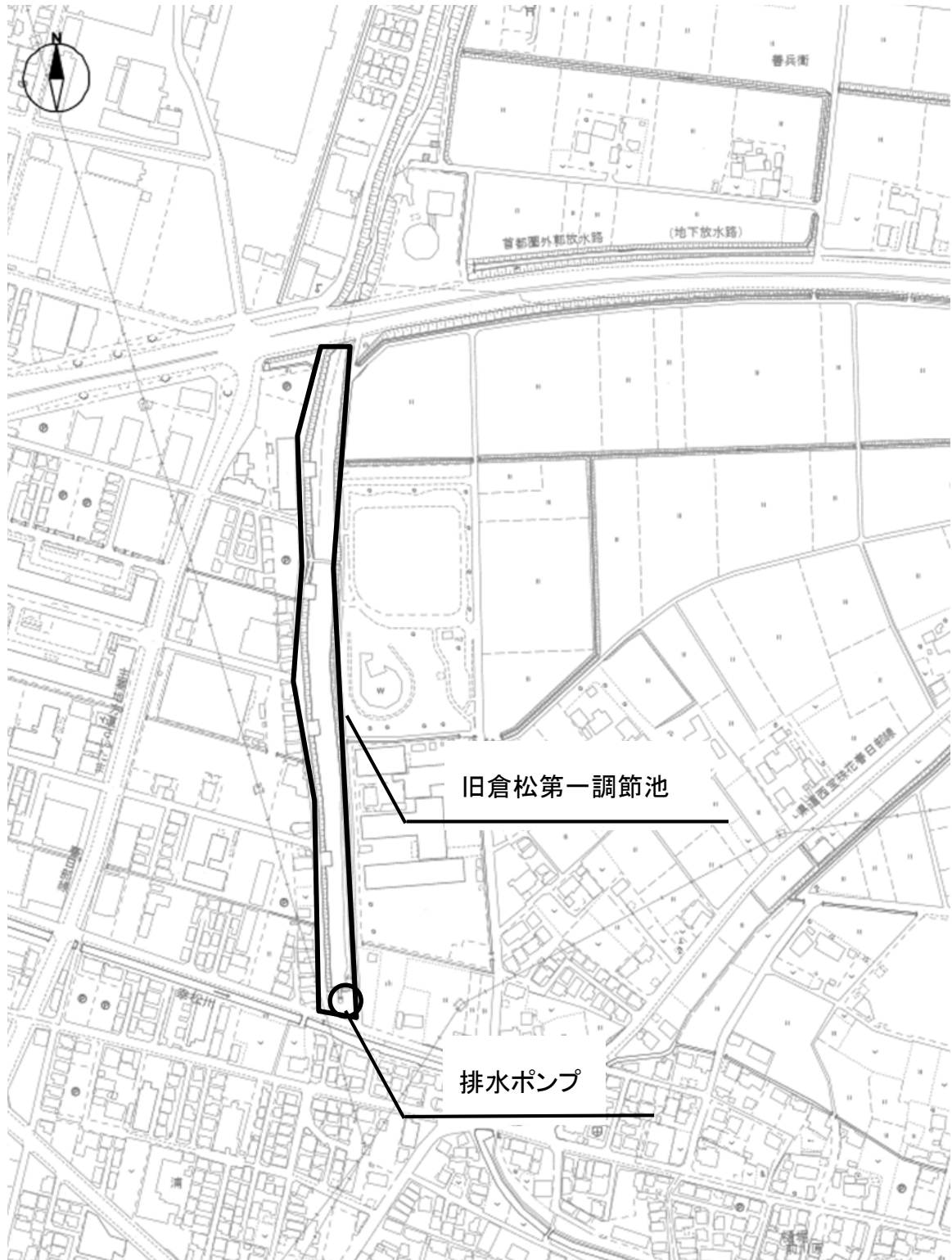
路 河 川 名 称	
-----------	--

事 業 名	
-------	--

工 事 大 要	
---------	--

排水ポンプ更新 (φ500) N = 1 台

案内図



旧倉松第一調節池排水ポンプ更新工事
春日部市八丁目地内

変更理由					
備考					
地区	(0001) 県南				
適用年月	(R0603) 令和6年3月				
工期	当初	自		至	
		日数			
	変更			至	
予算担当課					
	工事価格				
	消費税相当額				
	合計				
請負	工事価格				
	消費税相当額				
	合計				
	請負増減額				
業務コード	大コード		小コード		

本 工 事 費 内 訳 書

費目・工種・種別・細別	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
本工事費	1	式			
_ 機械設備工事	1	式			
_ _ 機器費	1	式			機-1号代価表
_ _ 直接工事費	1	式			
_ _ _ 輸送費	1	式			機-2号代価表
_ _ _ 労務費	1	式			
_ _ _ _ 一般労務費	1	式			機-3号代価表
_ _ _ _ 機械設備据付労務費	1	式			機-4号代価表
_ _ _ 直接経費	1	式			
_ _ _ _ 機械経費	1	式			
_ _ _ _ 総合試運転費	1	式			
_ _ _ 仮設費	1	式			
_ _ _ _ 仮設費	1	式			

本 工 事 費 内 訳 書

費目・工種・種別・細別	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
_ _ 間接工事費		式			
	1				
_ _ _ 共通仮設費		式			
	1				
_ _ _ 現場管理費		式			
	1				
_ _ _ 据付間接費		式			
	1				
_ _ 据付工事原価計		式			
	1				
_ _ 設計技術費		式			
	1				
_ _ _ 設計技術費		式			
	1				
_ 工事原価		式			
	1				
_ 一般管理費等		式			
	1				
_ _ 一般管理費等		式			
	1				
工事価格		式			
	1				
_ 消費税相当額		式			
	1				
工事費合計		式			
	1				

機械設備

機械設備据付労務費

機-4号

費目・工種・種別・細別	単位	数量	単価	金額	摘要
機械設備据付工	人				
			計		

件 名 旧倉松第一調節池排水ポンプ更新工事

数 量 計 算 書

配線布設工

種別	作業種別	細別規格	算出	設計数量 (m)	歩掛 (m/人)	電工 (人)	適用	備考
配線	専用ケーブル	38mm ² -3C	(9.7m×2本) × 1.1	21.34			CP	ポンプ動力用
配線	専用ケーブル	38mm ² -3C	(0.8m×2本) × 1.1	1.76			FEP	ポンプ動力用
配線	専用ケーブル	3.5mm ² -4C	(9.7m) × 1.1	10.67			CP	浸水検知用
配線	専用ケーブル	3.5mm ² -4C	(0.8m) × 1.1	0.88			FEP	浸水検知用

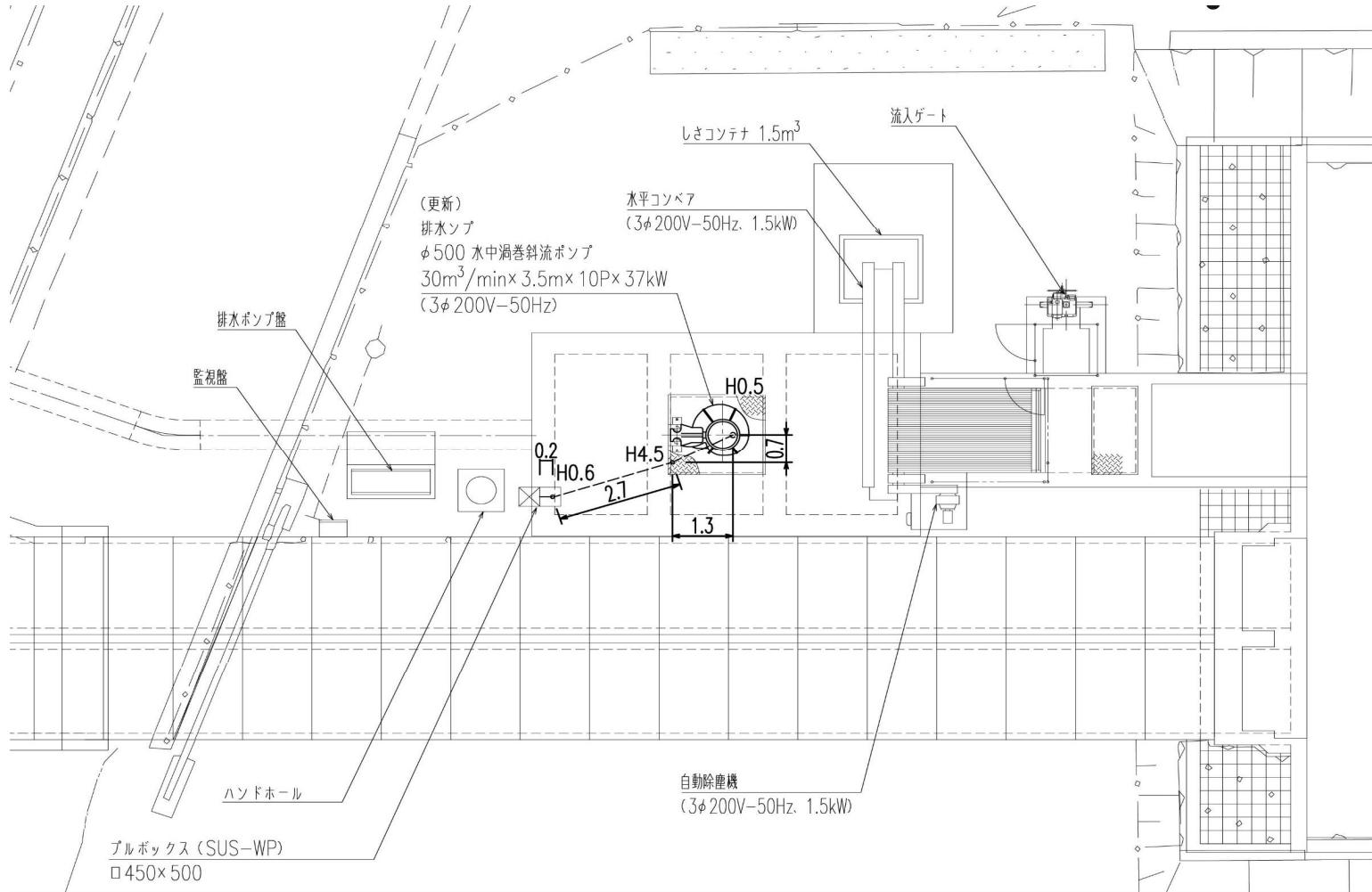
電工	
----	--

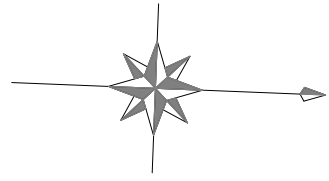
配線撤去工

種別	作業種別	細別規格	算出	設計数量 (m)	歩掛 (m/人)	電工 (人)	適用	備考
配線	専用ケーブル	38mm ² -3C	(9.7m×2本) × 1.1	21.34			CP	ポンプ動力用
配線	専用ケーブル	38mm ² -3C	(0.8m×2本) × 1.1	1.76			FEP	ポンプ動力用
配線	専用ケーブル	3.5mm ² -4C	(9.7m) × 1.1	10.67			CP	浸水検知用
配線	専用ケーブル	3.5mm ² -4C	(0.8m) × 1.1	0.88			FEP	浸水検知用

電工	
----	--

配線根拠図





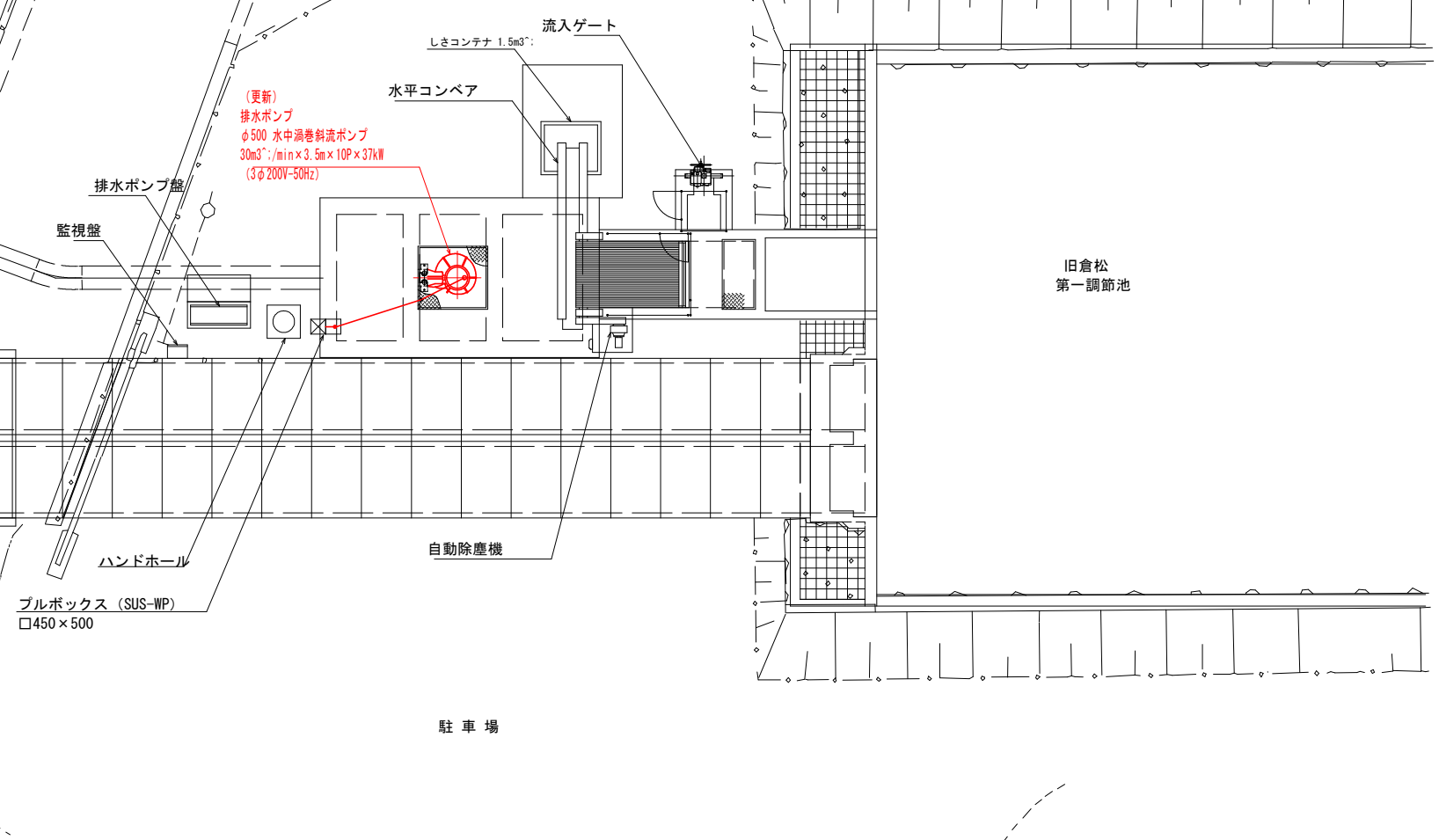
春日部市
大字八丁目

市道 7-53 号線

市道 7-617 号線

幸松川

旧倉松
第一調節池



(更新)
排水ポンプ
φ500 水中渦巻斜流ポンプ
30m³/min×3.5m×10P×37kW
(3φ 200V-50Hz)

しきコンテナ 1.5m³

水平コンベア

流入ゲート

排水ポンプ盤

監視盤

ハンドホール

ブルボックス (SUS-WP)
□450×500

自動除塵機

駐車場

注記)

■部は、更新箇所を示す

- 1) 排水ポンプ着脱装置は再使用する
- 2) ポンプ専用ケーブル (動力用×2本・浸水検知器用×1本) はブルボックス内にて既設配線と接続する。

図面サイズ A3

工事名	旧倉松第一調節池排水ポンプ更新工事		
河川名	旧倉松第一調節池		
施工箇所	春日部市八丁目地内		
図面名	更新平面図		
縮尺	1/200	図面番号	1 / 1
春日部市役所 建設部 河川課			

旧倉松第一調節池排水ポンプ更新工事

特記仕様書

令和6年度

春日部市建設部河川課

第1章 総則

第1節 一般事項

(1) 適用範囲

本仕様書は河川課（以下、甲という）が発注する下記工事に適用する。

工事名称：旧倉松第一調節池排水ポンプ更新工事

工事場所：春日部市八丁目地内

工事概要：排水ポンプの更新

(2) 関係法令等の遵守

受注者（以下、乙という）は、工事請負約款、建設業法、労働基準法、労働者災害補償保険法およびその他の関係法令、並びに関係官公署の許可条件を遵守し、工事の円滑な進捗を図らなければならない。

(3) 官公署に対する手続き

工事施工のため、必要な官公署に対する手続きは、乙が行うものとし、これに要する費用は乙の負担とする。

なお、乙はその結果を監督員に報告しなければならない。

(4) 適用規格

- 1) 日本産業規格（JIS）
- 2) 電気規格調査会標準規格（JEC）
- 3) 日本電機工業会規格（JEM）
- 4) 内線規程
- 5) その他関係法規

第2節 承諾図および完成図書

(1) 承諾図

この仕様書並びに添付図書に記載する事項は、主要事項のみを示すものであるため、乙は承諾図を提出し監督員の承諾を得てから機器製作に着手しなければならない。

なお、承諾図の提出部数は2部（返却用1部を含む）とする。

(2) 完成図書

完成図書には、承諾図に下記のを追加し2部提出するものとする。

完成図書の製本については監督員と協議のうえ決定する。

- 1) 機器性能特性図
- 2) 試験成績書
- 3) 機器取扱説明書
- 4) その他監督員の指示するもの

第3節 材料

(1) 材料の規格

主な使用材料はすべて日本産業規格（JIS）、電気規格調査会標準規格（JEC）、日本電機工業会規格（JEM）、内線規程のいずれかに適用しなければならない。

(2) 使用材料の検査及び承諾

- 1) 工事中材料は、使用前に検査を受け合格したものでなければならない。
使用材料については、使用前に承諾されたものでなければならない。
- 2) 材料検査に際して、乙はこれに立ち会わなければならない。
立ち会わない場合は、乙は検査に対し異議を申し立てることはできない。
- 3) 検査及び試験のため、使用に耐えられなくなったものは、所定数量に算定してはならない。
- 4) 材料検査に合格したものであっても、使用時になって損傷や変質したときは新品と取替え、再び検査を受けなければならない。

第4節 試験および検査

(1) 試験および検査

- 1) 工事完了後は監督員立会いのうえ、総合試験及び各種検査を実施する。
- 2) 機器及び付属品の試験は、工場試験と現場試験に区別して行うものとする。
工場試験は機器製作完了後、その製作工場において実施し、現場試験はすべての機器を現場に据付完了後、各種試験を行うものとする。
なお、各種試験は原則として監督員立会いのうえ実施するものとし、事前に検査日時、検査場所等の必要項目を記入し、監督員に提出することとする。
- 3) 工場検査および試運転は甲への納入品以外のものであってはならない。
- 4) 監督員が必要と認めた場合は、公共又は権威ある試験所、その他の機関の材料

試験成績書および検査合格証明書を提出するものとする。

- 5) 工場検査を省略された機器材料についても監督員の指定したものについては、試験成績書を提出するものとする。
- 6) 機器の試験および検査は原則として監督員の立会いのもとに行うが、当該機器が公認の規格による汎用品である時はその成績表を提出して承諾を受けるものとする。
- 7) 試験に要する費用はすべて乙の負担とする。

第5節 試運転および運転指導

(1) 試運転

- 1) 工事完了後、現場試験を実施する場合には乙は責任ある専門技術者を現場に派遣し、監督員と打合せのうえ試運転の実施に当たること。
- 2) 試運転実施日および期間については、監督員の指示によるものとする。
- 3) 試運転成績書は速やかにまとめて必要部数を甲に提出すること。
- 4) 試運転調整に要する費用はすべて乙の負担とする。

(2) 運転指導

- 1) 工事竣工引渡後、乙は直ちに専門技術者を派遣して設備の運転に備えること。
- 2) 期間は原則として10日以内とする。
- 3) 指導員の派遣費用は乙の負担とする。
- 4) 試運転調整に要する費用はすべて乙の負担とする。

第6節 調査事項、その他

- (1) 乙は設計図書および数量計算書に示された数量の確認を行い、監督員の指示がある場合には出来高調書を作成し提出しなければならない。
- (2) 産業廃棄物の処理については、関係法令に基づき許可を受けた処分場にて処分を行うこととする。
- (3) 処分を証明する下記資料を監督員に提出することとする。
 - 1) 収集運搬、最終処分業の許可証の写し。
 - 2) 産業廃棄物処理契約書の写し。
 - 3) 産業廃棄物処理業者の許可証の写し。
 - 4) 処分数量を確認できる資料（マニフェスト管理票）。

第7節 現場代理人の常駐義務緩和

次の（１）又は（２）に該当する場合は、常駐規定を緩和できるものとする。

（１）実質的に現場が稼働していない期間（常駐を要しない期間）。

１）契約締結後、現場作業に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資器材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）。

２）完成または完了検査が終了し、事務手続き、後片付け等のみが残っている期間。

３）工事を全面的に一時中止してる期間。

４）工場制作のみが行われている期間。

（２）一定の条件を満たす場合（常駐を緩和する工事）

１）主任技術者を選任で配置する必要のない場合（建設業法（以下「法」という。）第26条第3項に該当しない場合）。

２）主任技術者を選任で配置しなければならない（法第26条第3項に該当する）が「埼玉県建設工事における技術者の専任に係る取扱要領」により主任技術者の兼務が認められる条件に該当する場合。

第8節 現場代理人の兼務

常駐規定の緩和に伴い、他の工事等の現場代理人等との兼務が可能となるが、現場代理人等が兼務できる場合は、次の（１）から（３）の全てを満たす場合とする。ただし、第7節（２）２）については、同一の主任技術者が兼務する場合に限る。

（１）兼務できる工事の数について

３件までとする

（２）兼務できる工事の現場間の距離等について

１）「常駐を要しない期間」における兼務については、現場間の距離は問わない。

２）「常駐を緩和する工事等」同士の兼務については次の全てを満たすこと。

ア 春日部市内

イ 工事をする相互の現場の間隔が直線で10km程度以内であること

（３）春日部市が発注する工事（ただし、発注担当課の承諾が得られている場合に限る。）

第2章 機械設備工事

第1節 概要

本工事は、旧倉松第一調節池排水ポンプ老朽化に伴い、更新工事を行うものである。

第2節 主要機器構成

- (1) 排水ポンプ 1台

第3節 工事範囲

- (1) 第2節記載の機器製作
- (2) 第2節記載の機器据付工事
- (3) 既設設備撤去工事
- (4) 試運転調整
- (5) その他上記に伴う諸工事

第4節 機器特記仕様

- (1) 排水ポンプ

1) ポンプ仕様

形 式	水中渦巻斜流ポンプ
口 径	φ500mm
吐 出 量	30m ³ /min
全 揚 程	3.5m
出 力	37kW
極 数	10P
電 圧	3φ200V
周 波 数	50 Hz
始動方式	スターデルタ

2) 主要部材料

ケーシング	FC250 又は同等以上
羽根車	FC250 又は同等以上
主 軸	SUS403 又は同等以上

3) 塗装

接水部	エポキシ樹脂塗装
-----	----------

4) 保護装置

温度検知器 B接点

浸水検知器 B接点

5) 数量 1台

6) 特記事項 着脱装置再使用(既設荏原製作所製 500DSC用着脱装置)

7) 付属品 (1台につき)

地上銘板 : 1式

水中ケーブル : 1式

水冷ジャケット : 1式

スライディングガイド : 1式

分解工具 : 1式

その他必要なもの : 1式